

Aoki Shuhei 2002年東京大学大学院経済学研究科修士課程修了。東京大学大学院経済学研究科博士(Ph.D)。東京大学大学院経済学研究科研究拠点形成特任研究員、経済産業研究所リサーチアシスタント、総合研究開発機構ジュニアリサーチフェローを経て、2010年より一橋大学イノベーション研究センター助手。

自由主義レジームのメカニズム



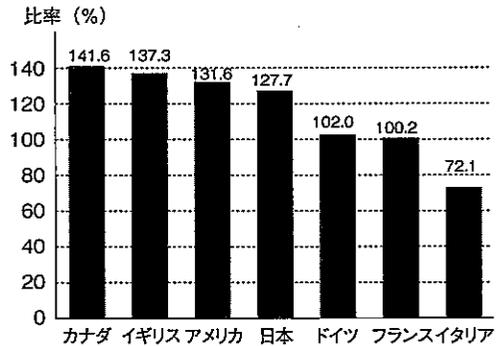
はじめに

今回は、自由主義レジームにおけるリスクへの対応策について論じる。第2回の連載でみたように、自由主義レジームのアメリカは、諸外国と比べると、リスクへの対応として政府の再分配政策を活用しているとは言い難い。しかし再分配政策を行う代わりに、市場メカニズムを活用することによってリスクに対応していくことも可能である。たとえば、民間企業によって、災害保険、生命保険、健康保険などの各種保険が、リスクにそなえるために提供されているが、これらは市場メカニズムを活用したリスク対応策である。

金融機関からの借入も、市場メカニズムを活用したリスク対応策の一種である。金融機関からの借入が容易にできるのならば、家計は、借入によって、失業などのために所得が減少するリスクに、ある程度まで対応することができるからだ。

ここで、実際に自由主義レジームの国々での市場メカニズムを活用したリスク対応の大きさについて見てみよう。もし自由主義レジームの国々が、このような方法でリスクへ対応しているなら、これらの国々の家計は、他国に比べ、多く借入をしているはずだ¹⁾。実際はどうだろうか？ 図1は、2008年におけるG7諸国の家計の「負債額—可処分所得比率」を図にしたものである(Horioka 2010)。この図から、実際に、先進国の中で自由主義レジームに該当する国々(カナダ、イギリス、アメリカ)の家計の負債額—可処分所得比率が最も高く

図1 G7諸国の家計における負債額—可処分所得率(2008年)



出所) Horioka (2010)
原資料) OECD Economic Outlook

なっていることが確認できる。

このように、自由主義レジームの国は、借入を再分配政策のかわりにリスクへの対応手段として積極的に使ってきたともいえる。ラジャン(2011)によれば、1970年代以降のアメリカにおいて、所得格差の拡大が進行したが、アメリカでは政治的に再分配政策への拒否感が強かったため、再分配政策で格差の拡大に対処するのは難しかった。そのため、アメリカの政治家は、低所得者向けローンの債務保証を政府が提供し、ローンの利用を促進させることで、低所得者層の生活水準が低下するのを防いできたという(こうしたローン促進策によって、過剰消費と住宅バブルが起り、それが2008年の金融危機につながったというのがラジャンの主張ではあるが、ここでは、この問題は脇に置いておく)。

借入のような、市場メカニズムを活用したリスク対応策によって、どこまでリスクに対処することができるだろうか。この観点からリスク対応策を考えたのがシラー（2004）である。彼は、金融技術・金融理論を活用したリスク対応策を提唱している。金融危機後の時代にあっては、金融技術・金融理論を活用するというと否定的な印象を持ってしまうかもしれない。しかし一方で、シラー自身は、金融市場が多くの人に問題視される以前から『投機バブル 根拠なき熱狂』（2001）などで、金融市場の問題点について指摘し続けている。彼が、なぜ金融技術によってリスクに対応していくべきだと主張しているのかを検討する価値はあるだろう。

シラーの提案が実現すれば、労働者が失業すると同時に住居まで失うという、2008年の金融危機のときなどに起きた事態は防げるだろう。なぜ、金融技術・金融理論を活用することで、こうしたリスクに対処することが可能になるのだろうか？また、シラーは所得格差の度合いを現時点の水準に固定化するという、一見不可解にも見える制度の実現を提案している。なぜ、格差の解消でなく格差を固定化することを彼は提案しているのだろうか？

そこで、今回の連載では、シラーの提案した市場メカニズムを活用したリスク対応策の限界と可能性について考えることを狙いとした。シラーの提案は、経済学における標準的なリスク・シェアリング理論の考え方に基づいたものであるから、まず、リスク・シェアリング理論の基本的な考え方の解説からスタートしよう。これを踏まえたうえで、シラーの提案の意味について読み解いていきたい。



リスク・シェアリング理論

最初に、経済学の標準的なリスク・シェアリング理論の2つの前提について説明したい。第1の前提は、人々がリスクを嫌うことを、消費の水準が大きく変化するのを嫌うこととして解釈することである。失業などのリスクによる不安は、突きつめて考えると、食べていけなくなるなどの不安、生活水準を落とさざるを得ないことへの不安、すなわち、消費できなくなることへの不安である。

そこで、標準的なリスク・シェアリング理論では、人々が消費の水準が安定することを望むこととして論を立てている。

第2の前提は、人々は、自分にとって得になるような行動を選択することである。一般的に、リスクを分かち合うといったときには、人々の利他的な側面も重要になってくるが、標準的なリスク・シェアリング理論では、人々の利己的な側面だけに焦点を当てて分析する。

以下では、これらの前提のもとで、どのようなリスク・シェアリングが行われるかを、ロー・スクールに進学する学生を例にとり、ミクロ経済学の「エッジワース・ボックス」を使って分析していく。

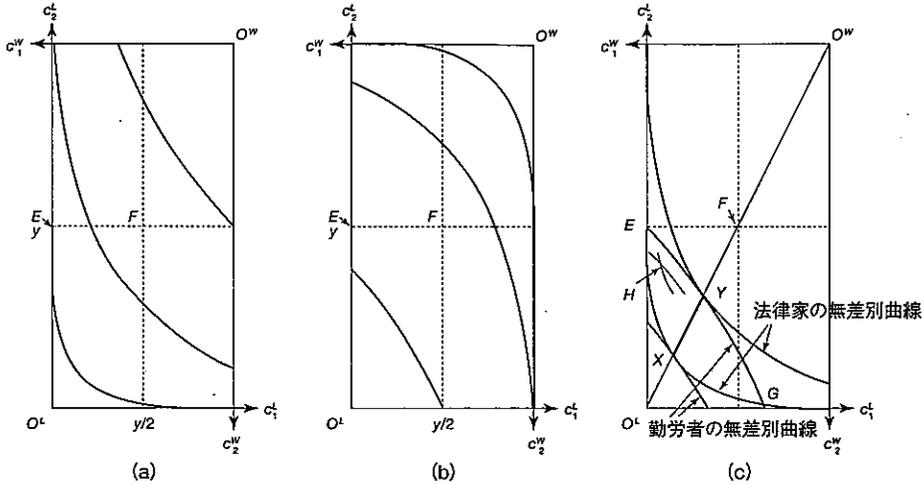
2.1 異時点間のリスク・シェアリング

以下の例を考えてみよう。ロー・スクールに進学した学生（法律家と呼ぶことにする）は、卒業後弁護士になったときには高い収入を見込める一方で、在学中は低い収入であることを我慢しなければならない。なんらかの制度がない限り、この法律家は、ロー・スクールにいる間、消費を切り詰めなければならない。それよりも、法律家は、在学中にお金を借り弁護士になったときに返済することを望むかもしれない。ここで、この経済では、安定した収入を持つ勤労者もいるとする。勤労者の方も、利子が十分に高ければ、法律家にお金を貸した場合に、自分にとっても得と思うだろう。その場合は、今期の勤労者の所得の一部が法律家に移転され、来期の法律家の所得の一部が勤労者に移転される結果、勤労者も法律家の所得変動を共有することになるだろう。この点を、エッジワース・ボックスを使って分析してみよう。

法律家（lawyer）と勤労者（worker）の2人の人からなる経済を考える。時間は、今期と来期の二期間あるとし、今期には法律家はロー・スクールに通い、来期には弁護士になっているとする。法律家の今期の所得は0（ロー・スクールに通っているため）なのに対し、来期には $y > 0$ の所得が得られるとする²⁾。一方で、勤労者は、今期・来期ともに $y > 0$ の所得が得られるとする。

この経済では、今期の総所得は $0 + y = y$ に、来期の総所得は、 $y + y = 2y$ になる。今期と来期の総所得が法律家と勤労者との間でどう配分される

図2 エッジワース・ボックスと無差別曲線



注) (a) は法律家の無差別曲線を、(b) は勤労者の無差別曲線をプロットしている。
出所) 筆者作成

かを、図2(a)を使って考えてみよう。 O^L を原点(0,0)に置き、 O^W を $(y, 2y)$ に置く。そして、 O^L から右に伸びている横軸を、法律家の今期の消費量 c_1^L とし、 O^L から上に伸びている縦軸を法律家の来期の消費量 c_2^L とする。他方、 O^W から左に伸びている横軸を、勤労者の今期の消費量 c_1^W とし、 O^W から下に伸びている縦軸を勤労者の来期の消費量 c_2^W とする。このとき、法律家と勤労者の消費の配分は、 O^L と O^W で囲まれた四角形の中の点で表すことができる。たとえば、法律家と勤労者が、得た所得をそのまま消費したときの消費の配分は、E点となる。また、今期と来期の総所得を2人で平等に分け合ったときの配分は、図のF点で表される。

この図では、今期と来期の消費の配分が右上の位置にいけばいくほど、法律家の効用は増加し、左下の位置にいけばいくほど、勤労者の効用は増加する。図2(a)の曲線は、法律家が同じ効用を得られる消費の組み合わせを結んだ曲線(無差別曲線と呼ばれている)であるが、図2(a)の右上の無差別曲線ほど、法律家の効用は高くなっている。無差別曲線が O^L に対して凸型になっているのは、法律家が、安定した消費をすることを望んでいることを意味する。同様に、勤労者の無差別曲線を描くと、図2(b)のようになる。図2(b)の左下側の無差別曲線ほど、勤労者の効用は高くなる。

ここで、法律家と勤労者の今期と来期の所得の配分が、上述したようにE点にあるとき、両者は、

貸し借りによって、消費の配分をE点から、最終的に、図2(c)のXとYの間の両者の無差別曲線の接する点の集合(XYの間の太線で記している)にある点のどれかに移るインセンティブがあることを示す。そのためにまず、両者には、E点から、E点を通る2人の無差別曲線の内点(EXGYの内側の領域の点)に移るインセンティブがあることを示そう。EXGYの内側の領域の点は、Eを通る法律家の無差別曲線よりも右上にあるため、E点の消費をするよりも、法律家の効用は高くなる。また、Eを通る勤労者の無差別曲線よりも左下にあるため、勤労者にとっても、E点の消費をするよりも効用は高くなる。したがって、EXGYの内側の領域の点に移ることが、両者にとって得となる。

次に、EXGYの内側の領域で、E点と同じく、法律家と勤労者の無差別曲線が交差している点を考える(この点をH点と呼ぶ)。H点においても、E点の場合と同じく、両者のH点を通る無差別曲線の内側の領域にある点に移ることで、両者の効用はH点よりも増加する。

一方で、EXGYの内側の領域内の点で、点XやYのように両者の無差別曲線が接している場合は、片方の人の効用を下げずに、もう片方の人の効用を増やすことはできない。たとえば、点Xよりも法律家の効用を増加させる消費の組み合わせは、点Eと点Xを通る法律家の無差別曲線よりも右上にある領域となるが、その領域のいずれ

の点も、点 X を通る勤労者の無差別曲線の右上側となるため、勤労者の効用は点 X よりも低くなってしまふ。このように、他方の効用を下げずに、もう片方の効用を上げることができないとき、経済学の用語では、この資源配分はパレート効率的であるという。図中の O^L から XY 間の太線を通り O^W に至る線は、パレート効率的な領域を图示したものである³⁾。

ここで、金融仲介業者が存在して、法律家と勤労者に E 点から（もしくは H 点から）、 XY の間の太線上の一点に移る契約を提示したら、両者は、金融仲介業者に少額の手数料を取られたとしても、この契約を受け入れるだろう。金融仲介業者は、このような契約を提示することで手数料分儲けることができるので、仲介するコストが低ければ、積極的に、人々に貸し借りの契約を提示するだろう。その結果、 X と Y の間の法律家と勤労者の無差別曲線の接する点の集合（ XY の間の太線）上の点が、各人の消費量の組み合わせとして実現することになる。このとき、法律家は、お金を借りられない場合に比べ、消費の変動を避けられることが確認できる。このようにして、人々は、市場メカニズムを活用することで、リスクに対応していくことができる⁴⁾。

2.2 同時点内のリスク・シェアリング

2つ目として、以下の例を考えてみよう。ロー・スクールに進学した法律家は、将来弁護士になったときに、予想よりも低い収入しか得られないかもしれないリスクも抱えている。法律家でリスクを嫌う人は、成功したとき（高い収入を得られたとき）にはたくさん消費でき、失敗したときに消費できなくなる人生よりも、成功しても失敗しても、それらの中間の消費を確実に実現できる人生を望むはずである。そのため、そうした人は、将来成功したときにはお金を払う代わりに、失敗したときにお金をもらえるような保険が提供されれば、それを望むだろう。ここで、先ほどの例と同様に、安定した収入を持つ勤労者がいるとする。勤労者の方も、法律家が将来成功したときに相応のお金をもらえるならば、こうした保険を提供してもよいと思うだろう。この例も、先ほどの例と同様に、エッジワース・ボックスを使って分析できる。

先ほどと全く同様に、法律家（lawyer）と勤労者（worker）の2人からなる経済を考える。将来の状態が、弁護士として成功した場合と失敗した場合の2つの可能性があるとし、失敗した場合の法律家の将来の所得は0となり、成功した場合は $y > 0$ の所得が得られるとする。一方で、勤労者は、法律家が成功するか失敗するかとは無関係に $y > 0$ の所得が得られるとする。また、前の例で、法律家と勤労者が、今期と来期、同量の消費をすることを望んだのと同様に、ここでも、法律家が成功したときと失敗したときのどちらの場合でも、同量の消費をすることを望んでいると仮定する。

この場合のリスク・シェアリングは、前の例と同じく、図2(c)で分析することができる。ただし、ここでは、 c_1^L と c_2^L は、法律家が失敗したときと成功したときの法律家の将来の消費量であり、 c_1^W と c_2^W はそれぞれの状態での勤労者の消費量である。この場合も、同様の議論により、仮に法律家のリスクに対する保険を取引する金融仲介業者が存在すれば、法律家のリスクが共有されることが確認できる。

2.3 リスク・シェアリングの特徴

ここで、上の2つの例で解説したリスク・シェアリングの特徴を3点述べておこう。第1に、リスク・シェアリングの結果、人々（上の例では、法律家と勤労者）の消費の変動が、連動するようになっている。実際に上の例では、安定した所得を持っている勤労者の消費量が変動するようになった代わりに、法律家の消費量の変動は、所得の変動に比べて小さくなっていることが確認できる。

第2に、リスク・シェアリングが行われるようになっても、消費格差が解消されるとは限らない。実際に、上の例では、図2(c)を見ればわかるように、法律家の消費量は、つねに勤労者の消費量よりも少なくなっている（もし、両者の消費量が等しければ、点 F が消費の組み合わせになっているはずだが、リスク・シェアリングの結果実現する消費量（ XY の間の太線）は、それより左下に位置している）。これは、ここでは、人々が自分にとって得なときだけ、リスク・シェアリングを行うからである。

リスク・シェアリングのこの2つの特徴は、極端なケースとして各人の効用関数が同一のホモセ

ティックとよばれる形をしている状況を考えて、よりはっきりする。この場合、リスク・シェアリングの結果、人々の消費量の変動は完全に相関することが知られている。このとき、各人はその時々の経済全体の総所得の決まった割合を消費し、各人の消費格差は初期時点の状態に固定化され続けることになる⁵⁾。たとえば、最初の例では、今期、法律家は総所得の30%を消費するとしたら、来期も（成功したときも失敗したときも）総所得の30%を消費し続けることになる。（図2(c)は、実際にホモセティックの場合の実例になっており、図中の O^L から XY 間の太線を通り O^M に至る線が直線になっており、直線上で各人は総所得の一定割合を消費していることが確認できる）。このような仮定と結果は一見非現実的だが、現実の人間が所得リスクにどのように対応しているかを解釈する上で有用な分析手段となるため、リスク・シェアリングの実証分析で広く使われてきた⁶⁾。今回の連載では、この性質を使って、各国でどの程度リスク・シェアリングが行われているかを見ていく予定である。

特徴の第3点目として、エンフォースメント（契約履行）やモラル・ハザードの問題があるときには、リスク・シェアリングが不完全にしか実現しないことを指摘しておこう。たとえば、最初の例で、法律家が借ったお金を返すのを拒否した場合のことを考えてみよう。このときの勤労者の効用は、貸し借りをしなかった場合よりも低くなる（このときの両者の消費量は図2(c)の XY の間の太線上のどちらか1点を垂直に伸ばした線と EF を通る直線の交点になる）。勤労者は、法律家が返済しないことを予見していたら、最初にお金を貸すことを拒否し、その結果、リスク・シェアリングは達成されないだろう。これをエンフォースメントの問題という。次に、2番目の例で、法律家の成功には、法律家が払う努力の量も影響するとしよう。このとき、失敗しても、ある程度の消費水準が保証されているとしたら、あまり努力しなくてもいいかもしれない。努力の水準が観察可能であれば、努力したにもかかわらず失敗した場合に限り、保険が給付されるような契約を組むことが可能だが、努力の水準が観察できない場合は、それも不可能となる。このような場合にも、リスク・シェアリングが達成されにくくなることが知られている。

これをモラル・ハザードの問題という。



市場メカニズムを活用した リスク対応策に関する シラーの提案

上で説明した経済学のリスク・シェアリング理論の結論を活用し、シラーは現実世界でリスク・シェアリングを実現するための提案を行った。

たとえば現実には、前述のロー・スクールに通う法律家が、将来失敗してしまうかもしれないリスクに対する保険は、現在存在していない。現時点では、市場（や政府）が供給するリスク・シェアリングの仕組みは不完全なのである。その観点に立ち、シラーは、個人の収入にかかわる長期的なリスクに対する保険（生計保険）を提案している。具体的には、職業選択上のリスクへの保険や住宅価格が下落するリスクへの保険等である。同じ観点から、将来所得が予想を下回れば融資残高が削減されるローン（所得連動型ローン）なども提案している。

さらに、リスク・シェアリングが達成されている場合の特殊ケースとして、将来にわたり人々の消費格差は拡大せず、個々人は経済全体の所得のうち一定割合を消費し続けるという結論が得られることを述べた。こうした観点から、シラーは、不平等の拡大を防ぎ、所得格差を現状のレベルに固定するための税制（不平等保険）を提案している。また、世代間で所得リスクを共有できるようにするための社会保障制度（世代間社会保障）の一例として、退職世代が受け取る年金額の国民所得に占めるシェアを、人口に占めるシェアと等しくすることを提案している。

リスク・シェアリングを完全に機能させるためには、リスク自体を取引する市場を作ることも必要となる。たとえば、前述のロー・スクールに通う法律家は、将来の弁護士平均所得額を指標とする先物取引市場が存在したとすれば、弁護士業界全体の所得が将来低下するリスクに対処できる。なぜならば、この法律家は、先物市場で売り手になり、将来の所得を得る権利を先物の買い手にあげる代わりに、現時点で現金をもらうことで、収入を確定することができるからである。

さらに先物取引市場には、リスクの可視化を手助けする役割もある。たとえば、弁護士平均所得額の先物価格が低かったとすれば、将来弁護士に

なっても高収入が見込める可能性が低い、と市場参加者が判断していることになる。あらかじめ、こうした情報がわかっていることは、人々が職業選択をする上で有益と考えられる。

また、現時点では、金融資産を取引する先物市場は数多く存在するが、労働所得を生み出す「人的資産」を取引する先物市場は存在しない。国民所得のうち、約3分の2が労働からの所得であることを考えると、これは、所得のうち大部分を占めるリスクを取引する市場がないことを意味する。こうした問題意識に立ち、シラーは、不動産のような非流動的資産に加えて、国民所得や職種別所得に対する長期的な請求権を取引する市場を開設することを提案している。

なお、シラーの提案によるリスク・シェアリングを実現するためには、エンフォースメントとモラル・ハザードの問題に対処する必要がある。たとえば、将来の所得リスクへの保険が存在する場合、ロー・スクールに通う法律家は努力を怠るかもしれないという、モラル・ハザードの問題が存在することを上で説明した。この問題に対処するため、シラーは、生計保険を、法律家個人の将来

の所得額が低かったときに提供するのではなく、法律家全員の将来の平均所得額が低かったときに提供することを提案している。この場合、法律家の数が十分多ければ、個人の努力の有無にかかわらず、将来の平均所得額は変わらないであろうことから、保険を受け取るために努力を怠るインセンティブは生じないと考えられる。



シラーの提案の可能性と限界

シラーの提案は、経済学的な観点からリスク・シェアリングの役割を強調している点で興味深い。経済学におけるリスク・シェアリングに関する議論は、学術研究の中で発展してきたもので、これまで一般向けの解説で語られることは少なかった。

むしろ、経済学者以外の方がリスク・シェアリングの重要性について議論してきたともいえる。たとえば、ワーキング・プアの人々に対するリスク・シェアリングが不十分であるがゆえに貧困に陥るといふ社会構造があると指摘されているのが好例だ。湯浅（2008）は、貧困下にある人は、単に収入が低だけでなく、貧困層の多くが非正規



まとめ

雇用であるがゆえに、失業時に失業給付をもらうことができなかつたり、頼るべき家族・親族・友人が無かつたりするなどの、さまざまな排除に直面していると指摘している。もしも、完全なリスク・シェアリングが達成されているならば、失業時に住居を失つたり消費水準が下落したりするなどのことは起こらないはずである。シラーの提案は、このような状況を事前に回避するためのものであるといえる。

シラーの提案の利点は、概念的には、彼の提案が実現することによって、すべての人がより良い状態（経済学的にいうと、パレート改善の状態）になる点である。たとえば、前述の例では、消費水準が変動することを嫌う法律家は、リスクに対する保険を望むだろうし、保険の提供者である勤労者は、法律家が成功したときに相応の見返りが得られるならば、保険を提供することを望むだろう。このような特徴を持つため、彼の提案は、人々の賛同を得やすいという利点がある。

一方で、前節で説明したように、リスク・シェアリングでは、初期時点での格差は解消できない。シラーはこの点について、ロールズの『正義論』（2010）の考え方を取り上げ、初期時点での格差についても、再分配政策を、貧しい家に生まれつくかもしれないリスクに関する保険契約ととらえることで、リスク・シェアリングの観点から議論することができるとしている（前節の例と同様に、エッジワース・ボックスを使って議論することもできる⁷⁾。ただし、現実には、生前に貧しい家に生まれつくかもしれないリスクを取引する市場は存在しないので、こうした初期時点の格差を市場メカニズムのみによって解消することはできない。

また、シラーの提案は、ある程度はモラル・ハザードなどの問題に対処しているとはいえ、これらの問題があるときは、シラーの提案が実現したとしても完全なリスク・シェアリングを達成することは難しいであろう。たとえば、前に述べたように、シラーは、モラル・ハザードの問題に対処するため、ある職業グループの平均所得のように、個人人の行動に依存しない指標に連動した生計保険を作る必要があると論じている。しかし、こうした指標では、将来弁護士になった人の中で生じる所得格差を解消することは難しくなる。

今回の連載では、経済学のリスク・シェアリング理論の考え方を、学部のミクロ経済学で習う「エッジワース・ボックス」を使い、解説した。次に、シラーの提案する、市場メカニズムを活用したリスク対応策が経済学のリスク・シェアリング理論の考え方に基づいていることを説明した。そして、市場メカニズムを活用することで、リスクへどこまで対処していくことができるのか、限界はどこにあるのかを解説した。

市場を活用することにより、原理的にどの程度リスクへ対応することができるかを理解することで、逆に、原理的に市場メカニズムで対応できない部分はどこなのかが明らかになる。そうした市場を活用できないリスクの分野では、政府による再分配政策が取りうる手段となるだろう。

具体的には、まず、生まれながらの格差に関係したリスク、たとえば、貧しい家庭に生まれるリスクなどは、市場メカニズムによって対応することができない分野のものだ。岩田（2007）は、貧困状態にいる人の中には、元々は豊かだったのに貧困層に転落した人だけでなく、恒常的に貧困状態に居続けている人（貧しい家庭に生まれて貧しいままの人）も多くいることを指摘している。このような貧困のリスクには、再分配政策によってのみ対応していくことができる。

また、エンフォースメントやモラル・ハザードの問題が生じる状況も、市場メカニズムのみでは、十分にリスクに対応することができない。たとえば、生活保護のような生活保障制度には、働きたくなくなるなどのモラル・ハザードの問題が生じているという批判がある。しかし、最低限の生活は、モラル・ハザードのために、市場メカニズムによっては保障されえないから、政府によって保障されていると考えることができる。このように考えると、議論すべきなのは、再分配政策を行う時にそこにモラル・ハザードが存在することそのものではなく、公平性などの観点と比較してモラル・ハザードがどの程度問題なのかということになる。具体的には、1人当たりの労働時間が他の先進国と比べて短くなっていないかを検討することなどを通じて、再分配の大きさの適切性を判断

すべきだろう。

* * *

次回の連載(2011年6・7月号)では、今回の連載で解説したリスク・シェアリング理論の知見を活用しながら、所得リスクが先進国でどのように変化してきたのか、その原因は何によるものなのかなどの点を解説していく。

*本稿は、財団法人総合研究開発機構における研究プロジェクト「市場か、福祉か」を問直す」を加筆・修正したものである。研究会メンバーの皆様に感謝を申し上げます。

注

- 1) ただし、借入の大きさは、将来への期待などに大きく依存する点についても留意が必要である。
- 2) ただし、この例では、法律家は金銭以外の理由で弁護士を目指すと考えている(金銭的には、法律家も勤労者になった方が得なので)。
- 3) 図2(c)でパレート効率的な領域が、 O^L から O^W に至る直線で表されるのは、効用関数がホモセティックであるため。詳しくは、2.3を参照。
- 4) とくに、 XY 間の太線の一点が市場均衡の一つであるワルラス均衡になる。詳しくは、標準的なミクロ経済学の教科書(たとえば、奥野編 2008、第3章)を参照されたい。
- 5) 詳しくは、齊藤(2007)、阿部(2011)などを参照。
- 6) 詳しくは、注5の文献を参照のこと。

- 7) ロールズの考え方を、経済学的な立場からわかりやすく解説したものとして小島(2009)が、哲学の立場から解説したものとしてはサンデル(2010)がおすすめできる。

参考文献

- 阿部修人(2011)『家計消費の経済分析』岩波書店
岩田正美(2007)『現代の貧困——ワーキングプア/ホームレス/生活保護』ちくま新書
奥野正寛編(2008)『ミクロ経済学』東京大学出版会
小島寛之(2009)『使える! 経済学の考え方——みんなをより幸せにするための論理』ちくま新書
齊藤誠(2007)『資産価格とマクロ経済』日本経済新聞出版社
サンデル、マイケル(2010)『これからの「正義」の話をしよう——いまを生き延びるための哲学』早川書房
シラー、ロバート(2001)『投機バブル 根拠なき熱狂——アメリカ株式市場、暴落の必然』ダイヤモンド社
シラー、ロバート(2004)『新しい金融秩序——来るべき巨大リスクに備える』日本経済新聞出版社
湯浅誠(2008)『反貧困——「すべり台」社会からの脱出』岩波新書
ラジャン、ラグラム(2011)『フォールト・ラインズ——「大断層」が金融危機を再び招く』新潮社
ロールズ、ジョン(2010)『正義論』紀伊國屋書店
Horioka, Charles Yuji(2010) "Japan and the Western Model: An Economist's View of Cultures of Household Finance," mimeo.